

○総務省告示第四百二十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総務府令第二十三号）第十条第三項の規定に基づき、同条第二項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準を次のように定め、平成二十六年十一月十一日より適用する。

総務大臣 新藤 義孝

地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号）第10条第2項の送信に係る情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準

第1 用語の定義

1 提供者 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第317条の6第5項第1号又は第6項第1号の規定供する者書類（給与支払報告事項又は公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）を規定する者）の作成を委嘱する場合にあっては、当該委嘱を受けた者

2 地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号）第10条第2項に規定する地方税関係の行政手続の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものである
3 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
4 電子署名電書 署名付シテム
5 電子証明書電書 署名付シテム

6 電子証明書電書 署名付シテム
7 電子証明書電書 署名付シテム
8 電子証明書電書 署名付シテム

9 電子証明書電書 署名付シテム
10 電子証明書電書 署名付シテム
11 電子証明書電書 署名付シテム
12 電子証明書電書 署名付シテム
13 電子証明書電書 署名付シテム
14 電子証明書電書 署名付シテム
15 電子証明書電書 署名付シテム
16 電子証明書電書 署名付シテム
17 電子証明書電書 署名付シテム
18 電子証明書電書 署名付シテム

- 9 指定法人サービスの記録を行うための指定法人の使用に係る電子計算機
- 10 記載事項の記録を行うための指定法人の使用に係る電子計算機
- 11 市区町村等の受付システムからデータの提供を受けるための市区町村長の使用に係る電子計算機
- 12 端末機等の受付システムの運用保守のために使用する運用端末
- 13 フットウェア等の受付システムにおいて不正侵入を防御するための通信を制御する装置
- 14 データウェアハウス等の受付システムに記録又は保存される記載事項に関する情報
- 15 プログラム等の受付システム、端末機及び電気通信関係装置を機能させるための命令を組み合わせたもの(才
ペレニア等の受付システム、データベース等のパッケージソフトウェアを含む。)
- 16 フットウェア等の受付システム、端末機及び電気通信関係装置に内蔵される記憶媒体又は可搬記憶媒体に記録
されたコンピュータ等の受付システム、プログラム
- 17 電子データ等の受付システム及びプログラムの作成に関する記録及び文書
成、可搬記憶媒体等の受付システム及びプログラムの作成に関する記録及び文書
- 18 (光ディスク等の受付システム又は外付けハードディスク等
イ) プログラムの計算機等、磁気テープをいう。) USBメモリー又は外付けハードディスク等
- 19 電子計算機等受付システム及び電気通信関係装置を設置する室
- 第1 和 電子計算機等受付システム及び電気通信関係装置を設置する室並びに電子計算機室の空気調
第2 和 電子計算機等受付システム及び電気通信関係装置を設置する室並びに電子計算機室の空気調
- 2 指エ提提
ク 指エ提提
- (1) 指エ提提

手順書等教育、整備し、常備すること。

3 人事管理、整備し、常備すること。

(1) 重要電子データの管理

重要電子データの管理、整備し、常備すること。また、バックアップ、複製、保存、削除等の実施は、同一の者が行うこと。また、アクセス権の付与、変更、削除等の実施は、同一の者が行うこと。

(2) プログラムの作成及び修正

プログラムの作成及び修正は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、プログラムの作成及び修正は、関係者の承認を得た上で実施すること。

(3) 変更

プログラムの変更は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、プログラムの変更は、関係者の承認を得た上で実施すること。

(4) 緊急

緊急発生時の対応は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、緊急発生時の対応は、関係者の承認を得た上で実施すること。

(2) アイテム

アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。

第4

1

重要機能室の配置及び構造については、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

(1) アイテム

アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。

(2) アイテム

アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。また、アイテムの管理は、関係者の承認を得た上で実施すること。

- 緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、重要機能室に指定法人との連絡を取れる体制を整備する
- この電算機室を他の部屋と區別して専用装置を重くすることにより、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- エ子電算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- オす電算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- 2 障害の防止等
- (1) 障害の防止等
 電算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- (2) 水害の防止等
 又、蒸気による障害の発生を防止し、これら
 障害の発生を防止し、これら
- (3) 火災の発生を防止し、これら
 障害の発生を防止し、これら
- (4) 地震による損傷を防止し、及び地震
 障害の発生を防止し、これら
- (5) 急激な温湿度変化等に対する措置を講ずること
 及び地震による損傷を防止し、及び地震
- (6) 転倒、移動等に対する措置を講ずること
 及び地震による損傷を防止し、及び地震
- (7) 電算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- 3 策を講ずること
- たす電算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行うよう配慮
- 5 第5 指入
- 1 指入

3 テムの運用保守等

- (1) 電子申請等受権限の付与、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、電子通等回線、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (2) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (3) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (4) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (5) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (6) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (7) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (8) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (9) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (10) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
- 4
- (1) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去
 - (2) 指の付与、ケーブル等の接続、指の付与、必要な職員に対して、指定法人サーバ、端末機、電気関係装置、他の法定的人的でない去

